

金沢美術工芸大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

規程第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費等 各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から本学においてその資金の経理を要請されている研究資金をいう。
- (2) 研究者等 本学において競争的研究費等の交付を受けた研究代表者及び分担金の配分を受けた研究分担者をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学の競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われ、又はその恐れがある場合、厳正かつ適切に対応しなければならない。
- 3 競争的研究費等の運営及び管理について最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として執行管理責任者を置き、美術工芸研究所長をもって充てる。
- 4 執行管理責任者は、競争的研究費等の不正行為防止等に関し総括し、第 9 条に定める競争的研究費等の不正執行に関する通報等を受けたときは、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(研究者等の責任)

第 4 条 研究者等は、この規程のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び関係法令並びに競争的研究費等の交付に際して付された条件を遵守しなければならない。

(推進委員会の設置)

第 5 条 本学の競争的研究費等の運営及び管理における不正防止のために、研究費不正防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置き、教育研究センターの構成員をもって充てる。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、教育研究センターの長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員の中より 1 名を指名する。
- 5 推進委員会の事務は、美術工芸研究所が行う。

(不正防止計画の策定)

第 6 条 推進委員会は、競争的研究費等を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するため、不正防止計画を策定しなければならない。

(不正防止計画の実施)

第7条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、執行管理責任者に対して不正防止計画の改善を命じることができる。

2 前項の命令を受けた執行管理責任者は、不正防止計画の改善が完了したときは、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不相当と認める場合には、執行管理責任者に対しさらに改善を求めることができる。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における競争的研究費等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置き、美術工芸研究所をもって充てる。

2 相談窓口は、本学における競争的研究費等に係る事務処理手続きに関する学内外からの問合せに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報等窓口の設置)

第9条 何人も、競争的研究費等の不正の疑いを発見したときは、電話、FAX、電子メール、書面及び面談等の手段により、不正が疑われる研究者等（以下「被通報者」という。）の不正状況を通報又は相談（以下「通報等」という。）することができる。

2 通報等窓口は、美術工芸研究所をもって充てる。

3 通報等窓口は、通報等を受けたときは、予備調査を行い、その状況を執行管理責任者に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 最高管理責任者は、通報等をしたことを理由として、通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、通報等があったことを理由として被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(調査委員会)

第11条 執行管理責任者は、内部監査又は通報等により、不正が疑われる情報を知り得た場合、速やかに調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 執行管理責任者

(2) 通報等窓口担当者

(3) その他執行管理責任者が必要と認める者、若干名

3 調査委員会の委員長は、執行管理責任者をもって充てる。

(調査の実施)

第12条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

(1) 被通報者及びその関係者からの事情聴取

(2) 支出に係る決裁文書、証憑類の収集、分析

(3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析

(4) 資金配分機関や本学が定める使用ルールとの整合性の調査

(5) その他必要となる事項の調査

(調査への協力等)

第 13 条 被通報者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 被通報者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第 14 条 執行管理責任者は、調査完了後、速やかに最高管理責任者に調査結果を報告しなければならない。

(懲戒)

第 15 条 最高管理責任者は、調査結果の通知を受け、不正行為が行われたと判断した場合、被通報者を懲戒の対象とする。なお、悪意に基づく通報等であった場合は、通報者を懲戒の対象とする。

(内部監査)

第 16 条 本学は、競争的研究費等の執行における適正執行確認のため、内部監査を行う。

2 内部監査人は、事務局長をもって充てる。

3 内部監査人は、内部監査を通じて、関係者の意識の向上を図り、競争的研究費等の執行における不正行為の防止に努めなければならない。

4 内部監査人は、内部監査において不正を発見した場合、速やかに執行管理責任者に報告するものとする。

(監査方法)

第 17 条 内部監査は、競争的研究費等を受給している研究計画のうち、約 1 割を無作為に抽出して行うものとする。

(雑則)

第 18 条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。